

小都交発第 2048 号

令和 5 年 4 月 4 日

自立支援協議会

会長 加瀬 進 様

小金井市長 白 井



小金井市地域公共交通活性化協議会委員の推薦について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市の交通安全行政に対し、ご理解・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本市ではこれまで、道路運送法に基づく「小金井市地域公共交通会議」を設置し、皆様のご尽力により地域公共交通の運営等に関する各種課題について協議を行ってまいりましたが、今後につきましては、市内の公共交通のあり方を総合的に検討する必要があると、地域公共交通計画の策定が求められているところでございます。

このことにより、これまでの地域公共交通会議の機能に、地域公共交通計画の作成等の機能を付け加えた組織として、また、地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づく、「小金井市地域公共交通活性化協議会」を条例設置することといたしました。

つきましては、小金井市地域公共交通活性化協議会条例（令和 5 年 6 月 1 日施行。以下「条例」という。）第 3 条第 1 項各号の規定に基づく委員の委嘱を行いたいと考えておりますので、関係各位におかれましては、下記のとおり当該委員のご推薦方、ご協力を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 推薦委員 条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づく委員
- 2 任 期 令和 5 年 6 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

3 会 議 任期中7回(予定)開催される会議に出席し、審議等に参画します。なお、会議に出席した委員に対しては、報酬を支給します。(会長：11,000円、委員：10,000円)

4 回答方法 別紙推薦書によりご回答ください。

※被推薦者の承諾書も併せてご提出ください。

5 提出先 交通対策課 交通対策係

令和5年4月14日(金)までにご提出ください。

6 添付書類

(1) 条例(写し)

(2) 推薦書

(3) 承諾書

(4) 口座振替依頼書

口座振替依頼書(委員報酬入金用。本人名義のみ)にご記入の上、第1回目の協議会開催時(開催日が決まり次第、別途お知らせします)にお持ちくださいますようお願い申し上げます。なお、報酬を辞退される方や、既に地域公共交通会議委員の際に届出があり、変更がない方については提出の必要はありません。

問合せ先

小金井市都市整備部交通対策課

担 当 千葉、越

電 話 042-387-9850

FAX 042-386-2619

Eメール s060999@koganei-shi.jp